

マレーシア政府のロックダウン政策と 当社海外子会社のマレーシア工場の稼働見通しについてのご案内

マレーシア政府は2021年5月29日に声明を発表し、6月1日から2週間の完全ロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大抑止策を発表しました。

このマレーシア政府の施策と、当社の海外子会社であるYOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア、以下YEM) の稼働に関する見通しについてお知らせ致します。

マレーシアにおける新型コロナウイルスの新規感染者は今年1月末に5,700人まで増加しましたが、同月に発令した第二次行動制限令(MCO2.0)の効果で3月末には1千人を切るまで減少。しかしその後増加に転じ、5月29日には過去最高の8,290人を記録しました。

この情勢を踏まえ、首相府は29日夜に声明を発表し、新規感染者が8千人を突破した新型コロナウイルス感染症の抑え込みに向け、6月1日より再び完全ロックダウンを実施すると発表しました。期間は6月14日までの2週間です。

期間中は必需経済セクター&サービスのみ操業が認められ、その他の経済活動、社会活動は禁じられます。操業可能な必需経済セクター&サービスのリストは後に国家安全委員会(NSC)より発表される予定です。

2週間の第1フェーズの間に感染者の大幅削減に成功した場合には第2フェーズに移行し、大人数・密集を伴わず、社会的距離を保てる経済セクターについて再開が認められます。

第2フェーズの期間は4週間でその後は第3フェーズに移行し、多くの社会活動を制限した上で、厳しい標準的運用手順(SOP)順守の条件付きで、ほぼすべての経済活動を認めている現在の行動制限令(MCO)に戻すとのことです。

各フェーズの次の段階への移行については、新規感染者数に基づく保健省によるリスク評価と、国の医療システムの対応能力によって判断されます。

YEMは、マレーシア政府による昨年3月~4月の完全ロックダウン政策においても必需経済セクターに属する企業と認定され特別操業許可を得ております。

日本時間5月31日午前12時段階のマレーシア経済産業省の発表では、今回もYEMは完全ロックダウンの対象ではなく、60%稼働の特別操業許可の対象となりました。

マレーシア政府の特別操業許可により稼働が正式に認められた後も、何らかの制限措置が判明した時点で、それらの内容について、改めてお知らせ致します。

現在、YEMでは車載アンテナ、半導体検査治具、モバイル機器用コネクタの生産を行っておりますが、車載アンテナに関しましては、十分な在庫がありお客様への大きな影響は回避できる見



込みであります。

半導体検査治具、モバイル機器用コネクタに関しましては、完成品の出荷を急ぎ、仕掛品についても他の製造拠点へのお荷を急ぐなど、お客様への影響を最小化すべく活動しております。

なお、半導体検査治具に関しましては昨年の新型コロナウイルス対策により、日本の生産能力は製品数で 50 万本から 250 万本まで拡大しております。

お客様には多大なるご心配をおかけしていること心よりお詫び申し上げます。

以上